生保2第3章 契約者配当

3.1 序文

3.2 生命保険会社の利益と契約者配当

H20 生保 2 問題 3(1) ①イ

契約者配当を行う理由について簡潔に説明せよ。

解答

◇安全性の原則(安全割増の還元) 保険料計算に用いる基礎率を高めに設定して、保険債務履行のために保険料の十分性を確保している。このため、事後的に契約者(社員)配当を支払うことで、実費主義の理念にもとづき可及的に安い費用で保障を提供する。契約からの時間経過とともに会社の実際上の経営諸効率が判明するにつれて、これらの事前に設定した諸率との水準差を契約者配当として還元することで、契約者間の公平性を保つ必要がある。

◇保険料率の調整 契約年齢別に保険料を細分化することや、経過年別の費消実態を反映した付加保険料(予定事業費)・選択表を保険料計算に用いることが事務的に負担となる場合、保険料率あるいは計算基礎は経過年別要素を反映せず、社員(契約者)配当を行うことで、配当による保険料の事後精算を行う必要性が生じる。

◇**経験料率の採用** 信頼できる統計データが不足している場合や、適切な危険率の測定が困難な場合、真の危険率に料率を補正するために契約者(社員)配当を行う。

演習問題 3.2.1

生命保険における契約者配当は、高度な経営技術課題の一つといわれる。この理由を説明せよ。(P.3-4~5)

解答

- 1. 長期性に基づく収支構造の理解
 - 収入と支出にタイムラグが生じるという期間構造
 - 費差収支面では、収入は平準化している一方で、支出は契約初期に多く生じるため、契約初期は費差収支がマイナスとなることがある
 - 危険差収支面では、選択効果を提えると、この効果は経過に応じて薄れていくため、危険差収支が経過につれて減少することがある
 - 予定基礎率は確率論・統計手法などを用いた予測のもとで算定される

- 消滅時に初めて、設定した予定基礎率に応じた収支が確定する
- 2. 剰余の適正配分

収支構造を踏まえた上で、決算の剰余を、①契約者還元 (契約者配当、社員配当) ②株主還元 (株主配当) ③社内留保 (ソルベンシー確保) ④社会還元 (税金等) に適正に配分する必要があること。

3. 公平性と実務負荷のバランス

具体的な配当率は、契約者間の公平性に重点を置き、また事務処理の簡便性も考慮する必要があること。

4. 商品・価格政策

契約者配当は募集文書パンフレットにおける表示のように、商品政策、価格政策の要素となり得ること。

5. 多様化する収支構造の把握

近年においては、収支構造が多様化 (特に、運用手法の多様化、第3分野商品の開発による保険引受リスクの多様化) することにより複雑になり、その把握負荷が大きくなってきていること。

演習問題 3.2.2

契約者に契約者配当を還元するにあたって、決算利益の特性、契約者配当の特性の視点から留意すべき点をあげ、配当財源をどのように決定するか説明せよ。(P.3-6~12)

解答

- 1. 決算利益の特性からの留意点
 - (a) 契約者配当財源との相違

決算利益の二部分

- 即座に契約者に還元すべき部分
- 会社に留保しておくべき部分: 将来のソルベンシー確保と契約者配当の向上・安定性維持のため。

保険業法での相互会社の分配財源

- i. 分配剰余の上限としての配当制限 (いわゆる配当可能利益)、
- ii. 当年度発生の剰余から社員配当準備金に繰入れるべき最低限の水準を定める規定(いわゆる配当繰入下限)
- (b) 契約群団利益との相違
 - 各契約群団にとつての実際の利益は、責任準備金の積立方式とは独立に定まる
 - 決算時の利益は責任準備金の関数であり、
 - 契約期間を通じて両者は一致する
 - (ことを考えれば、) 契約途中での決算時の利益は、あくまでも一つの責任準備金の積立方式による評価数値で しかない
- (c) 生命保険契約の長期性
 - 決算時の利益は、単年度における利益であって、
 - 各契約群団にとっての真の利益はその契約群団が完全消滅して初めて判明するものである。
 - 生命保険契約は長期のものであるから、契約期間中の特定の年度だけを取り上げた単年度の利益だけを見て も、当該契約の真の会社への利益の貢献度は判明しない。

(d) 配当開始期

- 契約者配当に対応する財源は、保険年度式の利益が基本となるが、
- 実際に決算において把握できるのは事業年度式の利益である。
- 契約者配当とその財源となる利益の期間対応に留意しておく必要がある。
- 3年目配当の場合、利益が生まれた事業年度は、その決算で割り当てる契約者配当に対応する保険年度から平均して半年遅れている。
- また、満期等の消滅時には、2年分の財源を準備することが必要となる点も留意が必要である。

(e) 決算利益の不安定性

決算利益自体、契約者配当に直接影響させることが適当でない様々な要因によって変動する可能性があり、安定的とならない一面を有している。例えば、以下が挙げられる。

- i. 新契約が高進展した年度における (現行の利益の評価方式の下での) 利益の圧迫
- ii. 地震、災害等の異常危険の発生による損失の発生
- iii. 経済環境の急激な変化による財務収益の大きな変動
- iv. 会計基準等を含めた法令等の変更による収支の変動

2. 契約者配当の特性からの留意点

(a) 契約者配当の公平性

契約者配当の特性を考える上での最大のポイントは、契約者間の公平性ということになるが、公平性の概念は極めて幅広く、柔軟なものと考えられる。

- i. 契約者間の公平性といっても、会社経営の健全性の確保と契約者全体の利益確保がこれに優先される。
- ii. 同一世代間の公平性と世代を超えた公平性が求められるが、両者は相反する一面を有している。(例えば、初年度の契約手数料支出と付加保険料収入のタイムラグによる期間損益への影響の取り扱いなど)
- iii. 契約者の納得性が得られる公平性でなければならないが、それは数理的な公平性と必ずしも一致しない。また、その要求するものは時代とともに変化する。
- iv. 実務上は簡明性が求められるが、それを失ってまで厳密な公平性を追求する意義は乏しい。

(b) 契約者配当の安定性維持

- 生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は各種要因で変動する要素を含んでいる。
- その一方、保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められるため、その 実現は、生命保険契約の長期性を踏まえると重要な要素である。
- この場合、単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない。
- また、配当方式を安定的に適用することも重要である。
- しかし、その長期性ゆえに、環境変化への対応、及び収支貢献度に応じた適切な還元を行う観点から、
- 同じ方式を用い続けることが適切でなくなることもあり得るであろう。
- 変更することとなる場合には、十分な説明が必要になることから、契約者からも理解されやすい方式で安定維持を図っていくことも重要であろう。

(c) 保険料率の先行指標

- 契約者配当は、概算収入された保険料の割戻しという意味合いに加えて、
- 将来の保険料率設定の先行指標としての意味合いもある。

- 安定的に実施されてきた契約者配当部分は、保険料率見直しの際には、保険料率の引き下げ部分として考慮されることとなろう。
- 従って、保険料率の見直しの時期や水準との関係にも留意をしておく必要はある。
- (d) 既契約者の保険料の調整機能
 - 予定基礎率を改定して低料を行い、既契約に保険料改定を遡及せずに、料率差を調整配当¹⁾という形で事後的に精算する場合、
 - 一旦、利益という過程を通った料率差に該当する財源から、通常の契約者配当と同様に配当割当が行われる。
 - この調整配当の財源となる利益は、他の利益と区分して考えることも必要であろう。
- 3. 契約者配当財源の決定要因
 - (a) 責任準備金の評価方法

負債の大宗を占める責任準備金の評価方法によって、決算時の利益が大きく変動する 計算基礎率と積立方式に大きく依存する。

決算時の利益を、どのように振り分けるかのバランス

- i. 計算基礎率
 - 保険料計算に用いた基礎率と同じ計算基礎率を用いるか、別途の基礎率を用いるか
 - 現行実務は、標準責任準備金を積立てている契約に対しては、保険料の計算基礎と異なる基礎率を用いているケースが多いが、責任準備金の計算基礎を保険料の計算基礎と一致させることも考えられる。
 - この場合に留意しなければならないのはそれが保守的に設定されている必要があるということである。
 - 責任準備金を手厚く積み立てるべきか、責任準備金の外枠に諸準備金²⁾ を持つことを義務付けるかは、その 国の税制等を含めた諸規制との兼ね合いもあって一概には云えない
 - どれだけ内部留保を持つべきか、というのは、将来の見通しにかかわることであるから利益自体を単年度 ベースで一意的に定めることが難しい。
 - 経過年数の浅い時点では会社に留保すべき金額は、会社の実際の効率を反映したアセット・シェア法を用いて算出される積立金より大きくなり、契約者配当財源が捻出出来ないという結果を一般的に招来することになる。
 - また、他方で配当開始期を極端に遅らせることは解約返戻金の水準とも関連するが、(アセット・シェア法との違い等から、) 不整合をもたらすこともあろう。
- ii. 積立方式; 例えば、平準純保険料式 or チルメル式のいずれで評価するか?

保険業法において、責任準備金の積立ては、積立方式は平準純保式 (計算基礎率は標準利率、標準生命表) 実務上は標準責任準備金ベース。健全性の確保が公平性に優先、標準責任準備金制度の目的がソルベンシー確 保。平準純保険料式での評価については、

- 新契約については、初年度に経費を必要とする構造となっているため、新契約が進展すればするほど、利益が圧迫されることになる。このため、契約の進展構造によっては、毎年の利益が変動する。
- 新契約については、自力では平準純保険料式の責任準備金を積み立てることができないため、過年度の契約 群団から利益が流用されることになる。

^{1) (「3.6.3} 調整配当」参照)

^{2) (}EU 諸国のソルベンシー・マージン、フィンランドのイコーリゼーションリザーブ)

必ずしも望ましい積立方式ではないとの考え方もあった。ただ、多くの会社が平準純保険料式を達成・創設費の繰延 (業法第 113 条) が認められる →課題は大きくない。

(b) ソルベンシー確保

危険準備金等の諸準備金 (純資産の部の準備金等を含む) をどれだけ確保するか

- = 標準責任準備金制度を前提としているので、これらの諸準備金の水準をどのようにするかが大きな要因
- (c) 契約者配当の安定性維持・向上
 - 生命保険契約の長期性・契約者利益の観点
 - 契約者配当の安定性維持は重要
 - 会社利益が安定的でない要素を抱えていることを踏まえると、
 - 単年度の利益を全額還元してしまうことは好ましくない
 - 契約者配当により資産を流動化する
 - 運用利回りが低下することとなり、
 - 将来の利益の増加が見込めなくなる可能性もある。
 - 具体的には、利益準備金や基金などの水準が決定要因

(d) 通常配当と特別配当

- 生命保険会社の利益の特質から、毎年の剰余は変動する要素を含んでいる一方、
- 保険契約は長期にわたる契約であることから、毎年の契約者配当は安定性が求められる。
- 従って、毎年の利益の全額のうち契約者配当として還元する残りの部分については、将来の安定配当のための 配当平衡財源として会社に留保しておくべきと考えられる。
- 一方で、この結果として、毎年の利益のうちで毎年の契約者配当には反映されない部分が発生することに なる。
- また、株式含み益のように、毎年の利益には反映されないが、実質的な会社の資産価値増加分として、会社の 内部留保的性格を持つものとして形成されてくる部分もある。
- こうした毎年の通常配当では還元できない利益の未精算部分や、
- 毎年の通常配当の対象とならなかった部分 (キャビタルゲイン等) を契約者還元する部分として、特別配当が 設けられている。
- この部分について、資産形成の貢献度と (自契約脱退後の残存契約群団を含めた) 契約群団の健全性確保のための内部留保とのバランスにも留意する必要がある。

H28 生保 2 問題 2(2)

決算時の利益を契約者配当として契約者に還元するにあたっての、<u>決算利益の特性の視点</u>からの留意点について、簡潔に説明しなさい。

解答

- 契約者配当財源との相違
 - 決算時の利益と契約者配当財源としての分配可能な利益は異なっている。利益には、即座に契約者に還元すべ

き部分と、将来のソルベンシー確保と契約者配当の向上・安定性維持のために会社に留保しておくべき部分がある。

- 生命保険会社において生じた利益は、この利益が概算で収入した保険料の割戻しであるとの考え方にたてば、基本的には契約者に帰属する性格のものであると考えることができる。しかし、決算時の利益を全てその年度の契約者に還元してしまうことは、その利益の特質から好ましいことではない。すなわち、ソルベンシー確保のために、あるいは、契約者配当の向上・安定性維持のために、その一部を会社に留保しておかなければならない。

• 契約群団利益との相違

- 各契約群団にとっての実際の利益は、責任準備金の積立方式とは独立に定まるが、決算時の利益は責任準備金の 関数であり、契約期間を通じて両者は一致することを考えれば、契約途中での決算時の利益は、あくまでも一つ の責任準備金の積立方式による評価数値でしかないとの考え方もできる。

生命保険契約の長期性

- 決算時の利益は、単年度における利益であって、各契約群団にとっての真の利益はその契約群団が完全に消滅して初めて判明するものである。
- 生命保険契約は長期のものであるから、契約期間中の特定の年度だけを取り上げた単年度の利益だけを見ても、 当該契約の真の会社への利益の貢献度は判明しない。

• 配当開始期

- 契約者配当に対応する財源は、保険年度式の利益が基本となるが、実際に決算において把握できるのは事業年度 式の利益である。
- 3年目配当の場合、利益が生まれた事業年度は、その決算で割り当てる契約者配当に対応する保険年度から平均して半年遅れている。契約者配当とその財源となる利益の期間対応に留意しておく必要がある。
- また、満期等の消滅時には、2年分の財源を準備することが必要となる点も留意が必要である。

• 決算利益の不安定性

- 決算利益自体、契約者配当に直接影響させることが適当でない様々な要因によって変動する可能性があり、安定的とならない一面を有している。たとえば、以下が挙げられる。
- 新契約が高進展した年度における(現行の利益の評価方式の下での)利益の圧迫
- 地震、災害等の異常危険の発生による損失の発生
- 経済環境の急激な変化による財務収益の大きな変動
- 会計基準等を含めた法令等の変更による収支の変動

H7 生保2問題 2(1)

生命保険会社が公平な契約者配当を実施するにあたり、剰余金の分配に関して留意すべき事項(原則)について、重要と思われる順に説明せよ。

解答

原則 1. 会社の健全性と契約者利益の確保が個々契約者問の厳密な公平性に優先する。

「説明」 ある保険種類で赤字を出した場合は他の種類の剰余で補う必要がある。また、将来にわたる支払能力を確保するためには配当率を一律に削減することも必要になる。

原則 2. 原則 1 を充足している限りにおいて計算基礎率の異なっている契約群間で実質的な公平性が維持されねばならない。

各契約群はその群団からの剰余で出来る限り常に自立する必要があり、約定による債務の履行のための準備金を 持たねばならない。

「説明」 例えば、災害給付を行う保険種類では将来の損失に備えて準備金を持つ必要がある。また、同一保 険種類で計算基礎の異なったものについては、将来損失の生ずる確率は異なると考えられるので危険準備金の持 ち方等について工夫が必要である。

原則 3. 各群団内の契約の中では種類、加入年齢、経過年数等を考慮して概略剰余への寄与に比例して分配されるべきである。

「説明」 利源分析、アセットシェア計算等によって剰余への寄与度を把握し、契約間の公平性を図る必要がある。

原則 4. 配当に関する契約者の通常持っている期待は上述の原則と矛盾しない範囲内でこたえられるべきである。

「説明」 配当金が経過年数毎に上昇するといったことがこれにあたる。

原則 5. 実務的に得られるのは大まかな公平性である。

「説明」 経費の個々契約への配分、利配収入の配分等については、ある程度裁量の余地がある。

3.3 保険業法における契約者配当の位置付け

演習問題 3.3.1

保険業法における契約者配当の位置付けについて、保険相互会社と保険株式会社の違いを簡潔に説明せよ。

解答

保険相互会社

- 1. 保険業法第55条;基金利息の支払等の制限
 - 社員配当制限 (配当可能利益).
 - (対比として) 会社法第 461 条 債権者保護のための株主配当制限
- 2. 保険業法第55条の2; 剰余金の分配
 - 公正かつ衡平; 内閣府令で定める基準.
 - 最高決定機関は社員総会(または総代会):「社員自治」が企業理念
 - 配当繰入下限; 社員である契約者の「自益権」.

新業法施行時 80% → 2002 年 3 月に引き下げ。現在は 20%.(規則第 30 条の 6)

3. 保険業法施行規則第30条の2; 剰余金の分配の計算方法

区分ごとに剰余金の分配の対象となる金額を計算.

- 4. 相互会社における契約者配当原理:
 - 実費 (at cost) 保険. 相互協力. 収支相等の原則. 原則, 自己完結型.
 - 契約群が全体として再保険的機能を果たす. 会社の内部留保への貢献.
 - 剰余への寄与度に応じた配当. コントリビューション原則.
 - ただし簡易性・契約者理解・インフレヘッジ性といった、国の経営環境 (経済, 法制)・民族性→独自の方式

保険株式会社

- 1. 保険業法第 114条; 契約者配当 (相互会社における業法第 55条の 2に相当)
 - •配当財源3)に関する規定はない
 - 株主配当に対する配当可能利益 (会社法の規定) は準用
 - 公正かつ衡平; 内閣府令で定める基準.
- 2. 保険業法施行規則第62条; 契約者配当の計算方法 区分ごとに契約者配当の対象となる金額を計算.
- 3. 契約者配当と株主配当
 - 契約者配当は契約内容の一部
 - 契約者配当と株主配当のバランス (内部留保とのバランスは相互会社にもある問題)

相互会社と株式会社の契約者配当

- 株式会社では費用性の債務である. 相互会社では剰余金の処分である。
- 相互会社では配当可能利益と最低繰入基準が定められている
- 株式会社では契約者配当と株主配当とのバランスが一番の問題

H14 生保 2 問題 2(3) ①

日本における生命保険会社の配当(社員配当、契約者配当)について、配当に係る法令の規制について簡潔に説明せよ。

解答

相互会社と株式会社の違い 生命保険相互会社の場合は社員配当は剰余金の分配であり、生命保険株式会社の場合には 費用として契約者配当の分配を行うという違いがあるため法令は別々に規定されているものが多いが、一部を除いて、本 質的には同様の規定となっている。

生命保険相互会社に対する剰余金の分配に関する主な規定

- *保険業法第58条(剰余金の分配)
 - 相互会社は、施行規則に定める基準に従い、公正かっ衡平な剰余金の分配を行わなければならない。
 - 内閣総理大臣の認可を受け、かつ、定款を変更することにより、社員配当準備金への繰入割合を施行規則第 29 条 に定める割合より下回ることができる。

³⁾ 相互会社では配当可能利益 (業法第55条), 配当繰入下限 (業法第55条の2)

*施行規則第25条(剰余金の分配の計算方法)

- 保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次のいずれかの方法(併用 も可)により剰余金の分配を行わなければならない。
 - ①保険料およびその運用収益から保険金・返戻金等の支払給付金、事業費、その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法 [アセット・シェア方式]
 - ②剰余金の分配の対象となる金額をその発生原因ごとに把握し、それぞれ責任準備金、保険金等の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法「利源別方式]
 - ③剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、責任準備金等の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法「損保の配当方式]
 - ④その他の①~③に準ずる方法

*同第26条(積立勘定の設置)

• 相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、「積立勘定」を設けることができる。(いわゆる損害保険の積立保険に対する規定であるが、生命保険金杜が取扱うことが可能な商品もあり、積立勘定の設置が可能である。)

*同第27条(剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額)

- 剰余金の処分の対象となる金額を、当期未処分剰余金の額から次の合計額を控除した金額(ただし、保険業法第55条第2項に限度額の規定あり。)とすることを規定している。
 - ①前期繰越剰余金の額
 - ②任意積立金目的取崩額
 - ③基金利息の支払額
 - ④損失てん補準備金として積み立てる額
 - ⑤基金償却積立金として積み立てる額
 - ⑥基金の償却に充てることを目的として資本の部に積み立てる任意積立金の額
 - ⑦商法第286条の3の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
 - ⑧資産に時価を付したことにより増加した当期未処分剰余金の額
 - ⑨当該決算の剰余金に含まれる社員配当準備金の取崩額
- 同第 28 条 (剰余金の分配をするための準備金)
 - 社員に対する剰余金の分配をするために積み立てる準備金は、①社員配当準備金、および②社員配当平衡積立金とする。
 - 社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として、貸借対照表上、負債の部に計上する。
 - 社員配当準備金の積立限度は次の合計額とする。
 - ①積立配当の額
 - ②未払配当の額(決算期においては翌朝配当所要額を含む。)
 - ③全件消滅時配当の額
 - ④その他①~③に準ずるものとして保険料及び責任準備金の算出方法書に定める方法により計算した額
 - 社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として、貸借 対照表上、資本の部に計上する。

- 社員配当準備金または社員配当平衡積立金を取崩した場合は、取崩額の合計から社員に対する剰余金の分配に充てた金額を控除した残額を社員配当準備金または社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。ただし、損失のてん補、基金利息の支払い、損失てん補準備金の積立または基金償報積立金の積立に充てる場合を除く。
- 同第 29 条 (積立割合)
 - 施行規則第 27 条に定める額の 20 %以上の額を社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てる旨を定款に 定めることと規定している。

H10 生保2問題 2(1)①

保険業法第55条の2第1項において規定されている「公正かつ衡平な分配」について簡潔に説明せよ。

解答

保険計理人の配当確認は、保険業法第 121 条の中で契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出し、その後、その写しを金融再生委員会に提出しなければならないことが規定されており、法令により義務づけられた保険計理人の確認業務の一つである。

この 公正かつ衡平に関して、日本アクチェアリー会が作成した『生命保険金杜の保険計理人の実務基準』(以下、実務 基準と略す)では、以下の要件を満たすことであると定めている。

- a.責任準備金が適正に積立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額 が決定されていること
- b.配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- c.配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に 基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- d.配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること

公正・衡平な配当を実現するためには、個々の契約の剰余への貢献度に応じた、いわゆるコントリビューション原則に則した配当の割当・分配を行うことが基本となる(b.)。ただし、それ以前に、責任準備金が適正に積み立てられ必要な内部留保が行われていることが必要不可欠であり、会社の健全性確保が前提条件となることに注意しなければならない (a.)。

法令では、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに剰余金の分配または配当の対象金額を計算し、いわゆるアセット・シェア方式または利源別配当方式等規定された計算方式によって行うことが定められており(保険業法施行規則第 25条または第 62条)、公正・衡平な配当を実現するためには、これらの基準及びその他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従って適正な分配がなされていることが必要となる(保険業法 58条、同施行規則第 80条または 158条)。

H29 生保2問題 2(2)、H12 生保2問題 2(2)

無配当保険について、その意義および利益の取扱いを簡潔に説明しなさい。なお、相互会社における非社員契約の取扱いについて言及する必要はない。

解答

(意義)

• 低廉な保険料の提供

有配当保険では、保険料の計算基礎率に予め安全性を見込み、その結果生じる利益は契約者配当で清算するという考え方に立っているが、保険料の計算基礎率に起因する利益が極めて安定している場合には、計算基礎率をできる限り 実勢に近づけ(保険料を低廉化し)、過度な利益が発生しないようにすることで、はじめから契約者負担を軽減することができる。また、配当の割当、分配等の事務負荷が発生しないため、事業費負担も軽減することができる。

内部留保の充実(契約者配当との関係)

利益(損失)が年によって著しく変動する場合には、各年度の利益を毎期分配するのではなく、将来の損失に向けて備えておくべきであると考えられる。すなわち、生命保険会社の利益をすべて契約者に還元するべきではないが、無配当保険においては、契約者配当を支払わないため、利益を保険群団の健全性維持や投資効率向上等のために使用可能となる。

• 株式会社における利益相反への対応

保険株式会社においては、株主の存在も考慮に入れなければならない。株主は、保険会社へ投資し、保険契約の履行ができないような不測の事態が起きた場合には、自己の財産が毀損することを覚悟する一方で、その投資効果を享受する権利を有していると考えられる。無配当保険により契約者への配当還元が不要であり、契約者と株主の利益相反を回避できる

(利益の取扱い)

- 基本的には、無配当保険で区分経理して管理し、利益は内部留保しておき、損失が出た際には、当該区分に起因する 内部留保を取り崩してその補填に充当すべきである。
- 当該区分に起因する内部留保で補填できないような損失が発生した場合には、全社区分からの補填、または、有配当保険の商品区分との間で、一時的な貸借関係を発生させ、以後、当該無配当保険区分からの剰余は優先的にこの返済に充当すべきと考えられる。
- 一方で、無制限に内部留保することは望ましいとは言えない。ある程度の水準を超える場合は、保険料率を見直すか、あるいは、その利益を有配当保険の商品区分に属する保険契約の契約者配当に流用することも考えられるであるう。
- その場合でも、無制限に流用されるのではなく、法令等の内容に照らして妥当かどうか、公正かつ衡平な配当であるかどうか、また、区分経理等の状況に照らして妥当か等、配慮すべき事項には十分な留意が必要である。

3.4 生命保険会社の保険計理人の実務基準

略(生命保険会社の保険計理人の職務参照)

3.5 契約者配当の割当と分配

演習問題 3.5.1

契約者配当の割当と分配の違いについて説明せよ。

解答

- 契約者配当の割当とは、配当率に基づく契約者配当金を計算し、約款に定める要件を満たす契約に条件付の配当金請求権を付与することをいう。なお、一部の生命保険相互会社では、社員配当金の割当を総代会付議事項としている。
- 契約者配当の分配とは、割当によって付与された条件付きの配当請求権が、約款の定める条件成就によって、契約者の具体的金銭債権になることをいう。

2019 生保 2 問題 3(1) ①

契約者配当の分配の際に考慮すべき原則を簡潔に 4 つ説明しなさい。

解答

契約者配当の分配の際に考慮すべき原則

契約者間の公平性

契約者配当が保険料の割戻しであるという観点からは、収支への貢献度に応じて分配されるべきであり、その際、商品内容、契約時期、保険金額、運用成果といった様々な要素を考慮すべきである。こうした要素に基づき計算された契約者配当について、各契約者間の公平性が確保されているかどうか考慮が必要。

• 利益の変化に適応できる弾力性

利益の状況は毎年変化することが考えられるが、これらの環境変化に適応できる分配方法であるかどうか考慮が 必要。

• 実務面の簡明性

収支への貢献度に応じた契約者配当を行うとした場合、配当の分配をどの程度のレベルまで細分化したセグメントで 行うか、またどのような手法によるのかは事務負荷の観点も考慮に入れて判断すべきである。

• 契約者の理解

配当の分配を行うセグメントの設定や分配の手法が、契約者に説明しやすく、理解されやすいものであるかどうかについても考慮するべきである。

H11 生保2問題 1(7)

次の①~⑤を適当な語句で埋めよ。

保険業法施行規則第25条(現在は、30条の2)に定める剰余金の分配をする場合には、保険契約の①に応じて設定し

た区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次のいずれかの方法、またはそれらの方法の併用により行われなければならない。

- 1社員が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法
- 2剰余金の分配の対象となる金額をその発生の②ごとに把握し、それぞれ各保険契約の③・保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法
- 3剰余金の分配の対象となる金額を ④ 等により把握し、各保険契約の⑤ 、保険料その他 の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法
- 4その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

解答

①特性(商品特性等も可)②原因(利源等も可)③責任準備金④保険期間⑤責任準備金

演習問題 3.5.3

契約者配当の分配方式について、保険業法施行規則第30条の2に規定されている内容も踏まえて、簡潔に説明せよ。

解答

契約者配当の分配に際しては、公平性・弾力性・実務面の簡明性・契約者の理解の4つの原則を考慮に入れた方法を導入する。実際の割当。分配に際しては、コントリビューションの原則にしたがって各契約の利益に対する寄与度を測定するために源泉別に、具体的には利差損益、危険差損益、費差損益、およびその他の損益に分析することが必要となる。保険業法施行規則第30条の2では、アセット・シェア方式・利源別配当方式が求められている。以下、これらを踏まえ4方式に触れる。

利源別配当方式 この方式では毎年会社が収益として確保した分配可能な剰余を、その源泉別に配当方式に反映させ、 分配することによって契約者間の公平性を保とうとするものである。

• 長所

- i契約者配当は保険料の割戻しという性格を持っており、保険料の各計算基礎にリンクした配当率の設定は分かりやすい。
- ii契約者配当は剰余への貢献度に応じて分配するのが合理的であり、貢献度を3利源という見地から簡明に評価できる
- iii利源別剰余の状況に応じて、増減配が自在に実施できる方式である。
- iv日本では戦後定着している。

• 短所

- 1. 実際の利益は単純に3利源に割り切れない面がある。(この問題は、特別配当の最終精算手段としての役割によって、一定の対応は可能と思われる。)
- 2. 契約者の理解という面では、簡明性に難点がある。

経験料率方式 この方式では配当率の計算時に、配当金計算上使用する死亡率、事業費率と責任準備金計算に使用する 利率を用いて経験料率を計算する。次に適切と思われるファンドを仮定して、配当率を計算する。この方式では、3 利源 別配当が過去の実績値を反映しているのに対し、配当計算時から将来に向けての経営効率を間接的にではあるが利率を除 いて反映することになる。

アセット・シェア方式

- 3 利源別配当方式が契約者間の公平性を確保する上での欠点を是正する
- ・代表的な種類、満期、年齢の契約について会社の経験率を使って、(i) 死亡保険金、(ii) 解約返戻金、(iii) 事業費、(iv) 税金を引いた額を、利息を付して積み立てるのである。
- この計算は適当な期間まで (20年が一般的)逐年反復方式で行われる。

ファンド方式

- 利源別配当方式・経験料率方式・アセットシェア方式では、基礎額に適当な係数を乗じて配当金額を得ていた。各契 約群に対するファンド (個々契約対応資産) が適当かどうかはアセットシェアの検証による。
- •ファンド方式では、目標とする個々契約対応資産があらかじめ独立変数として定められ、毎年の配当率は (i) 個々契約対象資産、(ii) その他の独立変数 (経験基礎率) の関数としてアセット・シェア法により決定される。この方式では明らかに目標とする個々契約対応資産の決定が最重要となる。
- 個々契約対応資産は (i) 責任準備金、(ii) 責任準備金の一定率 (その率は経過年数に応じて変化する。)(iii) 保険金額の一定率の3つの合計額として決定される。
- その結果、ファンド方式では配当金は年始ファンドに保険料を加え、年央ファンドに対する利息を加え、それから保 険金、事業費、年末ファンドを減じたものとして定まる。この目標ファンドは毎年の通常配当率を決定するのに使用 されるのみでなく、消滅時配当の率を計算するのにも使用されている。

2019 生保 2 問題 3(1) ②、H19 生保 2 問題 2(1), H8 生保 2 問題 2(1)

「利源別配当方式」と「アセット・シェア配当方式」について、それらの利点および留意事項も含めて簡潔に説明せよ。

解答

「利源別配当方式」 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法典型的には、死亡率、利率、事業費の3要素を用いる。ただし、これらの要素については、保険料計算基礎率と会社の年度決算に基づく経験率から必ずしもストレートに導き出せるものではない。

- ○配当率の立案にも繋げやすい明確な方式
- ○各利源別の剰余がすべてプラス、或いは各事業年度毎に配当を完結する(剰余や損失を翌年度以降にキャリーオー バーする必要がない)場合等に適した方法
- ×死差益の選択効果による差違、新契約費の対枠超過などの点で、継続契約者と早期に消滅する契約者との間の公平性等を考慮する必要がある。

「アセット・シェア方式」 保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

- ○利源別ではなく総合収益から剰余を捉える方式
- ○一部の利源の剰余がマイナスであったり、剰余や損失を翌年度以降にキャリーオーバーせざるを得ない場合等に適した方法である。
- ○特に単年度ごとに還元することが困難なキャピタルゲイン(実現分および未実現分)の還元には相応しい方式である と考えられる。
- ×直接的に配当率の立案につなぐのは難しい面がある

演習問題 3.5.4

契約者配当の割当方式として、2年目配当と3年目配当があるが、この違いについて説明せよ。

解答

- (a)3 年目配当とは3 年目配当とは、最初の割当が契約日からその日を含めて1 年経過した後の事業年度末においてなされ、分配が2 年経過時点 (=保険年度基準で3 年目始) となることをいう
- (b)2 年目配当とは 2 年日配当は、最初の割当が契約日の属する事業年度末においてなされ、分配が 1 年経過時点 (=保険年度ベースで 2 年目始) となることをいう。

3年目配当と2年目配当の特徴をまとめると以下のとおり。

3年目配当	2年目配当
2年目配当に比べ還元は遅れる。	保険年度式として最も早期の還元である。
保険年度に対応した剰余が確定してから配当率	保険年度に対応した剰余が未確定のまま配当率
を決定するため、2年目配当に比べて堅実であ	を決定するため、合理性、安定性の面への配慮が
ప .	必要である。
社会経済環境変化に対するキャッチアップが遅	3年目配当に比べ即応性はある。
れる (特に利差配当)	
分配時の1年前の状態を基準とするので煩雑にな	約款規定を含め、簡素かつ実務対応が容易
りやすい。	
必ずしも理解を得やすいとは限らないが、すでに	一般の金融商品との比較の中では理解されやす
定着している。	⟨v₀
対象契約は、新契約時点から 2 年経過以降契約の	3年目配当に比べ分配期待値が増大し、財源対応
み	上、配当率水準全体にも影響
	年目配当に比べ還元は遅れる。 保険年度に対応した剰余が確定してから配当率 を決定するため、2年目配当に比べて堅実である。 社会経済環境変化に対するキャッチアップが遅れる(特に利差配当) 分配時の1年前の状態を基準とするので煩雑になりやすい。 必ずしも理解を得やすいとは限らないが、すでに 定着している。 対象契約は、新契約時点から2年経過以降契約の

H3 生保2問題 2(2)

2年目配当方式、3年目配当方式について、それぞれの特長、問題点を述べよ。

解答

3年目配当方式は、特定会計年度に計上した剰余金を分配するということを厳格に解しているが、2年目配当方式に比べて配当金の分配が遅い分だけ早期解約に厳しいという考え方もある。また、貯蓄性指向の商品については、他業界との競争上不利になる場合も有り得る。一方、2年目配当方式は3年目配当方式に比べて配当金の分配が早いものの、当該保険年度の終了前にその保険年度に対応する配当金を割り当てなければならず、財源との対応を考えると不完全な点がある。現在我が国では、団体保険・団体年金等の企業保険商品は2年目配当方式、個入保険は一部の商品を除き原則3年目配当方式を採用している。どの方式を採用するかは・財源等会計上の問題・商品の市場競争力等を総合的に判断する必要があろう。

3.6 通常配当

演習問題 3.6.1

個人保険の通常配当は分配前に消滅する場合、約款に定める分配条件の不成就として請求権が生じないこととなっているが、この理由について簡潔に説明せよ。

解答

満期・転換・死亡による消滅契約については、消滅時点に分配が行われる。解約については、分配前に消滅することとなり、約款に定める分配条件の不成就として請求権が生じない。

(i)アセット・シェアに基づく水準

生命保険契約は、保険期間を通じてみて収支は判明する。この場合、必ずしも通常配当で分配する必要はなく、消滅時配当も合わせて収支状況を踏まえた還元を行えばよいとするもの。例えば、逆ざや契約を考えた場合、通常配当で調整しきれない繰越損失相当分を特別配当で調整することが可能であろう。

(ii)事務負荷の軽減

上記 (i) の観点に加え、解約契約は死亡件数に比して多い中にあって、通常配当のレート管理等に関する事務負荷が大きいことを鑑みると、通常配当で分配するよりも特別配当として分配する方がコスト軽減に繋がる。

(iii)逆選択の防止 (健全な保険群団の維持)

生命保険では、解約する者は平均的に健康であることが想定され、残された保険群団の死亡率が高まることになる。 このため、残された保険群団の収支悪化を補うものである。

(iv)投資上の不利益

解約返戻金の支払いに加え、契約者配当支払いのために、資産の換金や事前に流動性を高めておくことにより、資産 運用利回りが低下するが生じる可能性がある。

(v)ペナルテイ

解約に伴う上記等の様々な不利益へのペナルティーという意味合い。なお、ケースによつては、解約時に消滅時配当が支払われる場合もあるが、分配されなかった金額は、翌年度以降の配当財源の一部とされ、配当準備金に繰り入れられる。

以上のように、様々な考え方はあるとは思われるが、公平性、契約者理解、健全性の確保など様々な観点から検討すべき と思われる。

演習問題 3.6.2

契約者配当の配当方式である利源別配当方式について、以下の間に答えよ。

- (1)現行の実務で用いられている算式を記載せよ。
- (2)利差配当の設定にあたっての留意点について、簡潔に説明せよ。
- (3)死差配当の設定にあたっての留意点について、簡潔に説明せよ。
- (4)費差配当の設定にあたっての留意点について、簡潔に説明せよ。

解答

(1)

$$D_n = ({}_{n-1}V + P^{Net})(i'-i) + (q-q')(1-{}_{n}V) + (L-e')(1+i')$$
$$= {}_{n}V\Delta i(1-{}_{n}V)\Delta q + \Delta e$$

- (2)利差配当; 環境面では
 - 資産運用面

インカムゲインとキャピタルゲインの区別が困難になり、総合収益性を指向する流れにある。

• 負債面

高利回りの貯蓄性商品への多額の資金流入により、従来の長期契約に基づく、いわゆる生保の長期安定的資金とは異なる資金を大量に取り込むこととなった。

• いわゆる逆ざや状況

昨今の低金利の継続により、運用収支が予定利息を下回るいわゆる逆ざや状況が発生し、利差配当もマイナス (ただし、契約者に分配される配当 2 は危険差配当や費差配当と相殺し、ゼロを下限としている。) とせぎるを得ない状況になるなど、変動が激しくなっている。

設定に関して以下の各点

- (a) 安定性と弾力性; かつては安定配当基調. 利差損益状況, 運用効率指標との連動に留意しながら、弾力性・変動性が必要.
- (b)保険種類間のバランス; 運用資産が同じであれば同じ配当基準とすべき考えもあるが、公正かつ衡平な配当の観点からは、以下の点も重要となってきている。
 - (i)異なる予定利率で異なるリスク水準を抱えることの反映 (予定利率別の率設定)
 - (ii)商品特性を考慮した区分経理による運用成果の反映(区分別の率設定)
 - (iii)保険料の投入タイミングによる運用成果 (経過年数、投資年度別の率設定)
- (c)配当対象責任準備金
 - 保険料と責任準備金のどちらの基礎率で評価した責任準備金を使うか
 - 実務的には保険料の計算基礎率により評価. 責任準備金の積立負担の調整が課題。

- 経過責準とすることが合理的であるが、月払いは年始年末 V の和半を用いている
- (3)危険差 (死差) 配当;
 - 到達年齢別・男女別の危険差配当率
 - 公平性の実現が第一義
 - 有診査と無診査:
 - 1974 年に統合 (診査は選択方法の一方法に過ぎない). 無診査契約の削減状況撤廃, 有無診査配当格差を廃止
 - 1981 年以降, 男女別予定死亡率
 - (a)診査方法: 事後的な価格調整では契約者理解が得難い
 - (b)経過年数; 予定死亡率の截断期間 (とは必ずしも一致しない). どの程度の経過まで選択効果が認められるかは一意で判明しない. よって、十分な分析が必要。
 - (c) その他; 喫煙, 職業, 居住地域, 保険金額等. 実務的な観点で難しい (加入時は入手可能だとしても、契約締結後は 困難)
- (4)費差配当: 予定事業費は、新契約費・維持費・集金費. 費差益の大宗は維持費.
 - (a)経過年数; 生保契約の収支構造: 契約初期は費差収支はマイナス. 責任準備金の積立方式で一定程度対応可能. 契約世代間の貸借 (既存契約の費差益で新契約の費差損をカバー). 近年は (契約ごとの収支貢献度に応じた契約者配当)契約初期の費差配当は抑制
 - (b)保険金額; 契約料に比例しない固定費の反映. 保険料高額割引は変更は容易でなく硬直的. 契約者配当は費差益状況 に応じて金額ランク変更も可能. 経営効率化による低金利・保険料値上げへの対応. 既契約にも経営効率化の効果は 享受されるべきで、保険金額ランク別費差配当は一つの解決策。
 - (c)責任準備金の積立方式; 新契約は費差益分の配当はされておらず、全期チルメル方式以外は事業費との対比は不自然 (と言える).
 - (d)その他の要素
 - (a)第3分野基礎率
 - 死亡率と同様 (性別・年齢別・職業別・販売チャネル別) のセグメント別終始分析
 - 災害関係保険; 社会環境変化・大地震等. 将来の収支に不透明な要素が多い. 利益留保の必要性高い。
 - •疾病関係保険; 医療技術の進歩, 社会保障制度の変化, モラルリスクの選択が困難.
 - (b)予定解約率; 契約者行動に依存. 非常に難しい基礎率. 商品性 (貯蓄性/保障性)・保険期間・販売チャネル等の商品内容にもよる。経済環境・社会環境にも依存。

基礎率に関する実際の配当還元は、内部留保とのバランスをとった分析が求められる。

演習問題 3.6.3

調整配当について簡潔に説明せよ。

解答

- 基礎率変更に伴う同一保険種類の保険料差に対する、公平性確保の手段
- 以前は、保険料の低減または保険金の増額として、既契約に遡及していた。(低料効果をアピールする場合) 契約者理

解を得られ、(料率が一本化され) 将来の事務負担軽減になるが、契約者同意の必要性・必ずしも契約者有利とは限らない、変更の事務負担が大きい. 1959 年以前は①個人扱いは加入年齢方式に基づく保険料改定②団体扱いは、新旧保険料差を充当し保険金額増額し、既契約に低料遡及.

• 現在は契約者配当による事後調整を行う。新旧基礎率間の差を「調整配当」新基礎率における契約者配当部を上乗せ 配当という。実務面では優れている。旧料率の既契約者の選択効果が薄れていることの調整は必要。

3.7 特別配当

H4 生保2問題 2(3) 改題

特別配当の意義・考え方について、通常配当との違いも踏まえて、簡潔に説明せよ。

解答

- 背景; 昭和 40 年代の内部留保充実, 純保険料式責任準備金の積立達成, 変額保険/変額年金導入, 長期継続契約者のインフレによる目減り. 新たな契約者配当制度
- 意義; 3 利源からの剰余による通常配当では還元されないキャピタルゲイン等を、消滅時配当もしくは長期継続 (10年以上) 配当として還元する。
- 考え方
 - (1)アセットシェアに基づくとする考え方; 1996 (H8) 新保険業法.
 - (2)単にキャピタルゲインの還元とする考え方; かつての消滅時配当. 資産運用手法が多様化しており、説明が難しい
 - (3)経営上の政策配当とする考え方; (a) 長期継続契約の優遇, (b) 貨幣価値の低下 (インフレ) に対する補填

H4 生保2問題 2(3)

インカム配当原則について説明せよ。

解答

(インカム配当原則の説明) (旧)保険業法 86 条により、キャピタル・ゲインは準備金として積立が義務づけられており、通常配当の利差配当財源としてはインカム・ゲインしか充当できない。これをインカム配当原則という。インカム配当原則はキャピタル・ゲインによる配当の過当競争を回避する寺といった役割を果たす一方、直利指向が高まる結果、総合収益の低下やリスクの増大を招いている。

(そのあり方) インカム配当原則は、裏返して言えばキャピタル・ゲインの通常配当における還元をどのように考えるかという問題になる。インカム配当原則のメリット、デメリットを踏まえ次のような事項も考慮にいれて簡潔に所見を述べることが望まれる。

- ○インカム配当原則を見直す場合
 - キャピタルゲインを含めた総合運用収益の還元

- アセットシェア方式による契約者還元の導入
- キャピタルゲインによる配当還元の過当競争の排除(会社の健全性の確保)
- ○インカム配当原則を見直さない場合
 - インカムゲインとキャピタルゲインの区分の暖味さ
 - 直利指向による資産運用のひずみ(その排除)
 - ~外債投資による為替差損の発生等
- ○その他関連事項
 - 株式の配当性向の引き上げ要求 (大株主としての生保の立場から)
 - インカムとキャピタルの性質の相違
 - 株式含み益の役割 (バッファーの機能、配当還元部分等)
 - 生保会社の資産運用の現状、あり方等ペインカムゲインとキャピタルゲインの組合せ

H5 生保2問題 1(5)

消滅時特別配当の事前積立について簡潔に説明せよ。

解答

昭和30年代以降契約について、消滅時特別配当の財源確保のために、事前に積主を行う制度として導入された。消滅時特別配当の2分の1程度を目標に積立てるべく社員配当金特殊支払特約によりある種の一時払養老保険を買い増す仕組みとなっている。(この養老保険は無配当であること、あるいは20年代契約については別途『特別責任準備金」という制度がある事などに言及するとさらによい)

H3 生保2問題 1(1)

特別責任準備金について簡潔に説明せよ。

解答

昭和 49 年度決算より、昭和 20 年代契約に対し、長期間を経過し、物価上昇等による大きな影響を考慮して特別措置がとられた。措置の 1 つは消滅時特別配当率(μ 率・満期保険金の 40~120 %)を予め確定。1 つは契約者に通知し、その財源を積み立てることである。積立額は $\{(昭和 20 年代契約責任準備金) X (特別配当率) - (翌期支払予定の同契約消滅時特別配当)<math>\}$ であり、これを「特別責任準備金」として積み立てる。

3.8 5年ごと配当保険

演習問題 3.8.1

5年ごと配当保険における開発の背景、基本的な仕組み、課題について簡潔に説明せよ。(P3-60~64)

解答

3.8.1 開発の背景

- 1996 年業法改正; 標準責任準備金, ソルベンシーマージン, 区分経理, 契約者配当の承認制から届出制への移行, 保険計理人制度の見直し
- 商品開発競争激化; 利差益のみを利源とする 5 年ごと利差配当商品, 低金利下で有配商品の (対無配商品) 競争力を確保する

5年ごと配当保険は、5年ごとに支払われる通常配当と特別配当からなる。通常配当は、利源別配当方式で利差配当のみとするのが一般的である(よつて、5年ごと利差配当保険と言われる。)。また、特別配当は毎年配当保険と同様に通常配当で還元できなかった部分の還元を行うこととしている。

課題

- (1)契約者の受取実感
- (2)事前準備と契約者説明; 事前準備は毎年の決算, 累計額の契約者に対する説明は毎年 (変更は困難, 予想配当的な位置づけ) か 5 年まとめる (増減の背景説明は困難) か
- (3)事務負荷;毎年配当保険の事務負荷に加えて、事前準備にかかる負荷が生じる。

3.9 団体保険

演習問題 3.9.1

団体定期保険(含む、団体信用生命保険)の配当について、特徴、考え方、課題について、簡潔に説明せよ。(P3-65~70)

解答

特徴

- (i)団体ごとの収支 (保険年度単位) を基準に定められる。; 危険差配当部分. 団体固有の経験料率
- (ii)2年目配当である。
- (iii)通常、契約者=企業であり、企業経理に直接関連してくる。

考え方

- 配当割当 · 分配
 - 団体ごとの保険年度収支に基づき決定。事業年度末では割当が確定できない。約款には包括的な根拠規定.
- 配当還元方式
 - (1)利源別配当方式; 団体定期保険・団体信用生命保険 (団定) は危険差配当のみ
 - (i)利差配当; 責任準備金がない
 - (ii)費差配当; 1年更新契約. 一定期間ごとに保険料率に反映させていくほうが理解されやすい

- (iii)団定は各団体の中である程度のリスクの吸収が図られるという前提. 保険会社は団体への支払保険金が収入保 険料を超過する場合のリスク分散。
- (2)団体保険の契約者配当の要素;「表定保険料と適正保険料との差の精算」+「適正保険料と支払実績との差の精算」の2つ。

多くの要素を把握して適正な料率を設定することは実務上困難.

(3)団体保険の配当率設定; 長期的観点から、大団体は危険差損を出す頻度小さく、小団体は危険差損を出す頻度が比較的高い. 一律的な還元団体 (大団体であることが多い) には高い還元率、危険差損団体 (小団体が多い) には低い還元率。

課題

- (a)剰余金に対する費用 α の設定; 内部留保の面から重要. 団体保険での集中リスク (地域の大蔡鍔等). 保険料率かソルベンシーマージンでの対応。いずれにしても十分性の検証。
- (b)2 年目配当下での財源確保; 決算時の推定計算. 死亡発生・団体構成変更の偏りが翌年に生じると、翌期配当所要額と 実際の契約者配当支払いが大きくずれる

3.10 団体年金保険

演習問題 3.10.1

団体年金の配当について簡潔に説明せよ。

解答

- 1. 商品;1963 年に発売. 企業年金保険・厚生年金基金保険, 民間による公的年金の運用代行 (年金福祉事業団保険・団体生存保険)
- 2. 配当体系
 - 契約当初からキャピタルゲインも還元; 個人保険との違い
 - 2 年目配当方式
- 3. 基本的な配当方式; 利差配当, 特別配当を基本. 企業年金保険では、費差配当, 責任準備金関係損益, 危険差配当も

 $D = \tilde{V} \times \Delta i <$ 利差配当 $> + \tilde{V} \times \Delta \mu <$ 特別配当 $> + \alpha \cdot P <$ 費差配当> +責任準備金関係損益額 + 危険差配当

- 特別配当 $\tilde{V} \times \Delta \mu$: 配当回数 1 回目から. 経過年数と団体の人数ランク.
- 責任準備金関係損益; 脱退等により, 財政決算時の将来法 V を上回る部分
- 危険差配当: 遺族特約部分
- 4. 配当率設定の考え方;
 - (a) 1995 年頃までは、個人保険とのバランス・信託との競争上の配慮. 満期がなく精算する機会がない、実績リンクの

配当に馴染みやすい、1986年度決算での改正

- (i)インカムゲイン還元として個人保険の Δi (2年目配当) に対応させる
- (ii) キャピタルゲイン還元; 商品の特性を踏まえ, 契約当初から毎年. 水準は個人保険の λ, μ 還元を団体年金に換算、バランス検証
- (iii)ローディング改正、現実の費差損を反映したマイナス調整
- (b) 1996 年ころから; 運用環境低迷・逆ざや, 配当率の引き下げ・保険料率改定,3 度に渡る基礎率変更権行使 (1994,1996,1999) 既積立分も含めた予定利率の引き下げ. 各社が配当ルールを定めて実施。

3.11 配当支払方式

演習問題 3.11.1

配当金の支払方法について、どのような支払方法があるか簡潔に説明せよ。

解答

p.3-74~76. 現在は(4)が主流.

- (1)現金による支払い;保険料払い込みが、職域・給与引き去りの場合のみ.
- (2)次回払い込む保険料と相殺して支払う;
 - (a) 米国; バニッシングブレミアムポリシー (Vanishing Premium Policy)
 - (b) 日本; 養老保険が主力商品であった時代は、最もポピュラーな方法. 昭和 30 年代の 30 年満期契約は 20 年間で払済契約と同様の状態.
- (3)一時払い保険金買増
 - (a) 米国; 満期日を同じくする主契約と同一の種類の保険を買増
 - (b) 日本; 多様なバリエーション
 - 主契約が定期付養老の場合には養老保険買増
 - 終身保険の場合に保険料払込中は保険料払込完了時までの生存保険買増
 - 変額保険の場合も超過運用収益で一時払い保険金の買増を毎月行う
- (4)利息をつけて積立てる方法 (積立配当)
 - 約款上、契約者配当金の支払方法を積立配当のみに限定しているものもある
 - 近年は自由引き出し条項が付けられているので現金払を包含
 - かつてこの積立配当は他の貯蓄手段と比較して比較的に高い利息を付与. 近年では、利率も引き下がり、貯蓄機能 は低下
- (5)一年定期保険買増; 日本では一般的ではなく、特殊な種類 (医療保険、定期保険) に限って用いている会社があった。 NY 州では原則禁止出あったが、規則 39(ミニマムデポジット保険) で認められた。
- (6)純粋生存買増の問題;次の問題。

演習問題 3.11.2

配当金の支払方法の一つに、純粋生存保険買増という方式があるが、これの問題点について説明せよ。(P.3-76)

解答

- 積立型の年金保険について生存保障性 (トンチン性) を強化しようとする場合
- 途中死亡者について契約者配当金が結果的に没収される
- 解約した場合にも契約者配当金が引き出せない (これを認めると逆選択を招く)
- 積立期間が長期に亘ることから問題があるとする意見が強い。
- 米国でトンチン配当が批判されアームストロング調査以降全面禁止となった
 - 生存者から没収するということ
 - その経理の不明瞭性 (個々契約に毎年割当しそれでもって生存保険を購入するという手続きを踏まないこと)